

足立区感染症予防計画・中間のまとめ（案）に係るパブリックコメントの実施結果および意見に対する区の考え方について

1 実施期間

令和6年1月1日（月）から令和6年1月30日（火）

2 意見提出数

7件（5名）

3 意見に対する区の考え方

別紙「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり

**いただいた意見に対する区の考え方**  
**【足立区感染症予防計画・中間のまとめ（案）】**

No	意見の概要	区の考え方
1	<p>ワクチンには効果はないものと考え る。ワクチンの副作用等、接種するこ とによるリスクがある。</p> <p>接種は強制されるものでなく、個人 の判断で選択するべきである。政府や マスコミが正しいと思わず、リスクを 調べてほしい。</p>	<p>安全性の確保を含めて、ワクチンの承認や接種 については法に基づく手続きにより国が決定する ことになっております。接種の選択は本人の意思 によるため、予防接種のリスクと効果について、 丁寧に区民に説明してまいります。</p>
2	<p>新型コロナが落ち着いたことによ り、各種店内に入る際、手指消毒をし ない方が増えている。季節性インフル エンザが流行も考慮し、手指消毒を推 奨すべきである。</p>	<p>本計画において、区は、感染症についての正し い知識の普及に努めているところです。</p> <p>手洗いや手指消毒は基本的な感染症の予防策と して有効であると考えますので、今後も推奨して まいります。</p>
3	<p>予防接種時等にマイナンバーカード 等を活用して記載書類を減らせない か。</p>	<p>現在、予防接種へのマイナンバーカードの活用 を含め、事務のデジタル化へ向けた仕組みづくり が国によって検討されています。今後も国の動向 を注視してまいります。</p>
4	<p>令和6年4月に施行される改正感染 症法により、都道府県と医療機関が医 療協定を結ぶ動きがある。</p> <p>医療提供体制確保は都の役割か。</p>	<p>医療措置協定による医療提供体制確保は、都の 役割となっております。区においては、都や医師 会と協力して地域の医療提供体制の確保がすすむ ように取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	区の考え方
5	<p>保健所の正規職員は十分に増員しているか。平時の人員が余剰気味となったとしても、緊急時の対応を加味して人員を確保してよいと考える。</p> <p>他部署からの応援や派遣職員の増員よりも踏み込んだ準備をお願いしたい。</p>	<p>区は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、保健師を増員しており、平時から感染症予防に係る業務に取り組んでおります。</p>
6	<p>感染症流行時においても、入院患者や施設入所者への面会が条件付きで可能となるよう、区が率先して働きかけることはできないか。</p> <p>新型コロナ流行時は強力な面会制限があり、高齢者等の気力低下や認知症の進行等の事例が発生した。</p> <p>「命を守る」という目的を達成するための制限について、バランスが必要と考える。</p>	<p>流行した感染症の感染力や重篤性等の科学的知見に基づき、各施設におけるリスク判断に基づいて面会等の実施について決定しているものと承知しております。</p> <p>なお、いただいたご意見の趣旨は重要な視点であると考えます。</p>
7	<p>2020年の感染症対策(自粛、外食店営業への制限、マスク対策、面会制限、ワクチン対策など)が適正だったのか、結果的に生じたデメリットを含めて反省・検証が足りていないと思う。</p> <p>国や都の管轄事項とせずに区としても振り返るべきであり、その上で次の緊急時に備えるべきと考える。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る広域的な施策については、国や都において都度検証が行われてきたものと承知しております。</p> <p>区においては、本計画第四章に資料として新型コロナウイルス感染症対応について掲載しており、過去の経験を踏まえ、計画の策定を行っております。</p>